

○総務省電気通信紛争処理委員会事務局組織規程（平成十三年総務省訓令第二三二二号）

（総則）

第一条 総務省電気通信紛争処理委員会事務局（以下「事務局」という。）の事務分掌その他組織の細目は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（上席調査専門官及び調査専門官）

第二条 事務局に、上席調査専門官及び調査専門官を置く。

2 上席調査専門官は、命を受けて、参事官又は紛争処理調査官を助け、調査専門官の事務の調整に関する事務を行う。

3 調査専門官は、命を受けて、事務局の事務を分担処理する。